

一九五九年宜野灣村第三回議會定例會會議錄

一九五九年七月十日宜野灣村議會定例會を村役所會議室に招集された。

一 応招及不応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春正	八	知花正文	一五	天久盛雄
二	岸本利晃	九	米須清祐	一六	菅山伸太郎
三	伊佐真一	一〇	伊木正重	一七	安次富盛信
四	佐喜真博祐	一一	花城清善	一八	稻嶺登三
五	中山勝豊	一二	中里幸助	一九	笠里敏行
六	安里良朝	一三	松本利宣	二〇	柳原正賢
七	崎間健一郎	一四	山本朝徳		

二 出席議員の次り通りである。

出席議員の応招議員と同じである。

三 欠席議員は無し

四 市町村自治法第六十一條の規定により、説明のため會議に出席した者口次の通りである。

村長 仲村春勝 財政課長 菅山全喜  
 助役 吳屋英徳 經濟課長 澤山安一  
 収入役 仲村春松

五 本會議の書記口次の通りである。

松川 正義

六	會議事件の次の通りである	議事第四号	宜野湾村下水道事業特別会新設定に於て
		議事第五号	宜野湾村下水道給水條例設定に於て
		議事第六号	宜野湾村下水道事業債の起すに於て
		議事第七号	宜野湾村下水道特別会新設への繰入に於て
		議事第八号	宜野湾村下水道事業特別会新設を以てするに於て
		議事第九号	宜野湾村下水道事業債の起すに於て
七	議事日程は次の通り(書記をして朗読せしめた)	六月十日	日程第一
			議事第一四号 (可決)
			日程第二
			議事第一五号 (廿二添會委員宛)
			日程第三
			議事第一六号 (廿二添會事件宛)
			日程第四
			議事第一七号 (廿二添會委員宛)
			日程第五
			議事第一八号 (廿二添會委員宛)
			日程第六
			議事一九号 (廿二添會委員宛)
八	會議顛末		
議 長	午後十時四十分開會宣言		
議 長	出席議員三名であり、また市町村自治法第五		
	十三條の規定により議會は成立致し、第三回本		
	村議會是例會を唯今より開會致します		
議 長	會期の決定に於てお諮り致します、予算議會であ		
	るので、會期は三十日以内とさせて頂きますが		
十二	議事相対ありし、規則に三十日以内とあり、二十		

	日向に致しをいひ
	異議なしと唱へるあり
議 長	御異議なき林の下にあります下會期日本日より(六月廿日) より六月二十九日まで)五日間と決定致します
議 長	會議録署名議員の決定方法にてお諮り致します 議長指名をお願い致します
	要議なしと呼ぶ者あり
議 長	御異議なき林でありますので指名する旨を宣す
	六番議員 安里良朝
	四番議員 山本朝徳
議 長	日程に入る前に市町村自治法第六十一條(下)に於て村長有るは政 課長にお席を求めざる旨を宣言致します(此後議事録に記)
議 長	日程に入ります
二 番	日程は日か議案がござります、日程に入る前に審議の進め 方を決りてからやるべきだと思います
議 長	政府に認可申請の必要があり、早く(議案第七号) まで終りたい、早して六月九年度予算審議に入 る前に村長の施政方針に移す進めたいと思ひます その方が宜いと思ふ
一七 番	急ぐ案件は日程は
議 長	休憩を致しませ(午後一時五十分)

宜野湾村役所

議	長	再開を定す(十時十五分)
議	長	日曜に議案を早稲野村上水道事業特別會訂設定案 を訂議致す
議	長	書記をして朗讀せしめしむ
議	長	提案者の説明を仰願ひ致しす
村	長	一応事業計画を訂設し済む。認可を要する段階に於てありませ ん。特別會計をもちたふも宜しく御願ひしす。
議	長	尚細部については担当課長に補足説明をせしめしむ
議	長	質疑を仰せしむ
議	長	お諮り致しませし議案が今自提出されて有り。一応内容も充分 なもので、一応提案を水道関係は全部説明願ふ。尚審議を 進めたい如何
議	長	要議らしむ唱り有り
議	長	下口水道関係は一応全議案の説明を先に求めしむ
議	長	日程案を議案第五号官野村上水道給水條例訂設定案を 議題と致しす
議	長	書記をして朗讀せしむ
議	長	提案者の説明を仰せしむ
村	長	本案は水道事業を行ふに当り、工事その他運営全般に於て の基本方針を釘内容を規定するものであり
議	長	本案は運営を計るに基本法とすべき條例の訂設が必要で あり、上掲した尚細部については各員の御質疑にお答せしむ

宜野湾村役所

議	長	<p>日種第三 議案第一 天号 宜野 湯上 水道 事業 債を 起す こと について          本村 議致 します こと 決定 せし ます</p>
村	長	<p>投票 者の 説明 を 願 います          村に 完全 な 上 水道 施設 が なく 一部 業者 に 依り 給水 が 行われ          て 應 用 業者 が 全 般 の 水 不足 を 解決 し 且 二 期 火 災 時 に は 消火          機能 利用 を 村 内 の 生命 財産 を 守り 更に 保健 衛生 の 見地 から          必要 が 施設 口 急を 要す こと あり と思 料 致 します こと 今 同 議          案 事業 債 を 起 債 に 米 の 地 工 し 村 の 発展 を 期 した い</p>
議	長	<p>休 憩 を 管 下 ( 午 前 十 時 四 分 )          再 開 を 管 下 ( 午 後 二 時 )</p>
議	り	<p>本 議 案 も 水 道 課 可 を 受 ける ため に 議 決 を 要 す</p>

議長	日程第四議案第三号 宜野湾村水道特別會計への繰入に ついて付議致します
議長	書記を朗読せしめます
議長	御説明願います
村長	水道事業は、独立して施行すべきもの、一般會計から 繰入れましたら、執行に支障をきたすもの、一、
議長	日程第五 議案第八号 一九二九年度宜野湾村上水道事業 特別會計才入才少予算に上提致します
議長	書記を朗読せしめます
議長	御説明願います
村長	先の特別會計を置くに、凡そ、予算の必要があるの で、これに上提した、
議長	日程第六 議案第九号 宜野湾村上水道事業費を統 費とすべく、付議致します
議長	書記を朗読せしめます
議長	御説明願います
村長	水道事業の施行に当っては、事業認可の必要があり、又 事業規模が大きく一年間の短期間で、施設の完備 を期すことは不可能であり、継続事業として、経費を とらなければならない、
議長	予算の日程に之を終了したと思ひます、予算に り質疑に入りませう、

宜野湾村役所

議 長	休憩致しませ(午後零時五分)
	再開致しませ(午後二時)
	定例三時より三時半に開會致しませ
	議案第一四号の質疑をお願ひします
一 番	議案第一四号の水道事業は、毎年早敷を前提として本村にわたる早急に行ふ必要がある
二 番	水道は早く主張をわきま、進めると特別會計にしろければならぬを、特別會計を今の状態で審議しなればならぬ理由、補助申請の必要かどうか
經濟課長	六年度の特別會計予算をわつには、特別會計の設置が必要
八 番	事業計画の内容において、審議の必要がある
經濟課長	事業計画は議案ではなく、認可申請に必要の書類である
八 番	事業するに当り特別會計でなければならぬ。政府へ資料を提出せしめれば、検討は別だが
一七 番	質疑も打ち切り、進行願ひします
二 番	水道事業認可は、何ら法令によつておこなわれておらず、水道法は、日本法を準用しておこなうべき
一 番	指針をあげ、その指針を説くつもりだ
經濟課長	準備である
二 番	公益企業法との関係、指針をあげ、文書が二頭

宜野湾村役所



議長	<p>特別會計設置については、原と米道より可成決定致します。          議案第五号並野溝村上水道給水條例の設置については          賛成願います。</p>
八番	<p>議案第五号の條例の発効の問題であるが、村全域に意          志があるか、又無ければ、年次計画では、ばつさり進めて          済むことか必要か、と思ふが、どうなるか下せんか。</p>
經濟課長	<p>條例の第一條に村一円とした理由は、村の公益事業であり          村民の要請があるれば、やはり行ければならぬが、今直にや          ると、言う意味ではない。</p>
二番	<p>支出の減價償却、現行予想で行けば、資金がどう下          当然拡張の念であると思ふ。</p>
一三番	<p>拡張の詔り分が、三ヶ年計画だと、真志喜、宇地泊、大新          名の簡易水道も、林が沖は必要を感じておる。</p>
經濟課長	<p>村事がさうして、区自体で進めており、若し水道施設          があつた下、さけられさうと、言うことは、おんか、          池が新け米だの、いとも、まほされさうと、証言が、おんか、          さう言うことは、おんか、</p>
一三番	<p>そ、ま、事後に、証がある場合、おんか、おんか、</p>
一三番	<p>区域は、村一円と、おんか、村として、どう、計画があるか、</p>
一三番	<p>又、近、内、高、宇、宇、務、管、資、金、も、証、り、あ、ま、か、</p>
一三番	<p>これ、との、関係、は、村、が、公、益、水、道、を、や、り、お、る、か、ら、簡、易          水道、は、許、され、ら、い、と、事、は、け、ら、い、か、</p>

宜野湾村役所

一五番	全連反にどうか。	経済課長	区内で水はけが良。	一六番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	一七番	区内で水はけが良。	一八番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	一九番	区内で水はけが良。	二〇番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	二一番	区内で水はけが良。	二二番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	二三番	区内で水はけが良。	二四番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	二五番	区内で水はけが良。	二六番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	二七番	区内で水はけが良。	二八番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	二九番	区内で水はけが良。	三〇番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	三十一番	区内で水はけが良。	三十二番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	三十三番	区内で水はけが良。	三十四番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	三十五番	区内で水はけが良。	三十六番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	三十七番	区内で水はけが良。	三十八番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	三十九番	区内で水はけが良。	四十番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	四十一番	区内で水はけが良。	四十二番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	四十三番	区内で水はけが良。	四十四番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	四十五番	区内で水はけが良。	四十六番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	四十七番	区内で水はけが良。	四十八番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)	四十九番	区内で水はけが良。	五十番	区内で水の希望が入れずか。(昨日)
-----	----------	------	-----------	-----	-------------------	-----	-----------	-----	-------------------	-----	-----------	-----	-------------------	-----	-----------	-----	-------------------	-----	-----------	-----	-------------------	-----	-----------	-----	-------------------	-----	-----------	-----	-------------------	-----	-----------	-----	-------------------	------	-----------	------	-------------------	------	-----------	------	-------------------	------	-----------	------	-------------------	------	-----------	------	-------------------	------	-----------	-----	-------------------	------	-----------	------	-------------------	------	-----------	------	-------------------	------	-----------	------	-------------------	------	-----------	------	-------------------	------	-----------	-----	-------------------

宜野湾村役所

経済課長	企業で認可をなく補助の認可をある下違反の
一六番	喜友名外例へり新普問が(付)
一三番	一人の水の需要量は幾りか
経済課長	五七〇リットル(二二五〇リットル)
一三番	八十五方の根拠は
経済課長	一人一日当り八がで五人平均の訂算である
議長	休憩致します(午後三時八分)
議	再開致します(午後三時三十分)
大番	水道の件、村内一戸とするとの質問であるが、簡易水道はどうか
二番	事業は是非必要のどうか
経済課長	條例でどこかは村が個人ほどにかうと区分を判明する必要を條例で定めなければならない
一六番	それがなる理由、補助対象の算定基礎と
二六番	別市町村のその業はどうかとこれこそが調りぬた事があまが皆知りらうで決りてから、後で困るものけらうか、もし政府への認可に必要らうか、たい紙に書いて出まら
経済課長	それの話を聞きたかである
一六番	損害賠償の事と思つが、本管を私の場合多大な金が
一六番	必要だと思つるか、そうと其の序は

宜野湾村役所

助 役	西條は村と水を用いる人より対象である。施設に對する損害現程は不明。
一六番	趣旨は分るが本工事の場合の損害賠償の現程は不明が村とせば道路を曲り曲りして畑の中も通らざればならぬらうと思ふが。
經濟課長	これは条例問題でなく個人と村との話し合ひが必要がある。
一七番	二条、三条は喜友名の河原を指定してある。村とせば水源の保護は考慮しておまか。その額は幾位か。額までは今は言えない。
村 長	經濟課長の説明によると、その料金以外の場合、これ以上の事はないとの話であり、料金は予市より安いが、安かどうかが既設者の話ではなかつた。又個人業者が進出した場合、立打ちに維持出来ぬか。
經濟課長	一般にはどうしても安か。これはおれは良しと思つて、これは借入事であり、貸す方で運送能力があるかどうか向類で運送出来れば、水費的なるものはない。個人業者があるといふ事は、水費の賠償の必要があると思ふが、その見解はどうか。
經濟課長	喜有地はなつておる。
一八番	喜有地の無地番同様に言ひたい。
經濟課長	喜有地は村内にあり、村が押つけて取すもの、困るもの、出来たり、話し合ひ、村長等に決まらうとの事とおもふと思ふ。

宜野湾村役所

一五	番	土地に水利権をめぐり水利の場合村と思ふが
經濟課長	番	喜多名村水を考えておると思ふ
一五	番	土地主の補償を求めれば足りぬ
三	番	米を盗取し書で村長で米納め必要がある場合の例 出来ずまことわり 委員会で逐條善議の必要があるが 是非今日や明日の間に決まらなければ別だが
村三	長	官公署の場合直ぐは出来ぬ しかし 話し合ひあり
一七	番	料金は下げられるが
村一	長	下まらぬ 知りぬ
一九	番	どうも同じ事を話されておるが 人内におそくとり 三日の餘裕はあつと思ふが 我々も三日の検討の 必要があるが 委員会付託の動議を提出します (昭和二十五年 秋) 唱うものあり
八	番	四四四水井は愛蔵の遺却にほると思ふが 口車に普通天向も出来ぬ としてたうて 修善貴も見積りされてしまふ
經濟課長	長	修善貴も見積りされておる 収養金もそれか良くと思ふ
議	長	休職致します (午後三時四六分)
經濟課長	長	再開致します (午後三時四九分)
第一	長	米一五條の公道に属する分とは
道路	長	道路と向より分村外住民と同一と
本署	長	本署より台所まで一〇米 道が三米あれば七米は 住長

宜野湾村役所

一六	審 第一三條第一項は有償の 有償である 訂算口ロニ表
一七	審 第一八條の場合 村の持分は当然村正が、個人の持分の修繕費の負担が、資料が 必要以上のことであり
一八	審 第一九條の場合 村の持分は当然村正が、個人の持分の修繕費の負担が、資料が 必要以上のことであり
一九	審 第二〇條の場合 村の持分は当然村正が、個人の持分の修繕費の負担が、資料が 必要以上のことであり
二〇	審 第二一條の場合 村の持分は当然村正が、個人の持分の修繕費の負担が、資料が 必要以上のことであり
二一	審 第二二條の場合 村の持分は当然村正が、個人の持分の修繕費の負担が、資料が 必要以上のことであり
二二	審 第二三條の場合 村の持分は当然村正が、個人の持分の修繕費の負担が、資料が 必要以上のことであり
二三	審 第二四條の場合 村の持分は当然村正が、個人の持分の修繕費の負担が、資料が 必要以上のことであり
二四	審 第二五條の場合 村の持分は当然村正が、個人の持分の修繕費の負担が、資料が 必要以上のことであり
二五	審 第二六條の場合 村の持分は当然村正が、個人の持分の修繕費の負担が、資料が 必要以上のことであり
二六	審 第二七條の場合 村の持分は当然村正が、個人の持分の修繕費の負担が、資料が 必要以上のことであり
二七	審 第二八條の場合 村の持分は当然村正が、個人の持分の修繕費の負担が、資料が 必要以上のことであり
二八	審 第二九條の場合 村の持分は当然村正が、個人の持分の修繕費の負担が、資料が 必要以上のことであり

宜野湾村役所

議	長	では討論を打切り表決致します。
議	長	元審議委員、本員會付託に賛成の方举手願います。
		挙手した方、二名過半数でありますので議案第一号、宜野湾村上水道給水條例制定を本員會付託することに可決致します。
		付託すべき本員會をお諮り致します。
		総務委員會に付託を良し下さるか。
		異議なしと呼ぶ方もありません。
		では御異議の御座りませうかと、総務委員會に付託する可決致致します。
		可決致致します。
		総務委員會は次の本會議まで、着任報告してまいります。
		休憩致します。(午後三時四十分)
		再開致します。(午後四時四分)
	審	皆、忙し中でありまして、この調子だと、思わぬ間に、まだ、第百五号の質疑省書と、本員會付託の動議を提出致します。
		質疑と唱えを承ります。
議	長	この審議委員より、動議は成り致すおりましたが、左様取り下す。
		言いません。
		異議はなしと呼ぶ方もありません。
議	長	御異議の御座りませうかと、質疑省書として本員會に付託することに決定致します。
		付託すべき本員會をお諮り致します。

宜野湾村役所

